

# 特定非営利活動法人 茅ヶ崎公園自然生態園管理運営委員会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 茅ヶ崎公園自然生態園管理運営委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を神奈川県横浜市都筑区内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は茅ヶ崎公園の自然環境の保全及び再生を通して、次代を担う子どもたちと地域に住む人たちに、郷土の自然と親しみ、学べる場を提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 茅ヶ崎公園自然生態園の施設管理に関する事業
- (2) 生物の多様性を図り、自然の再生に関する事業
- (3) 地域の環境と農文化に根ざした田んぼづくりに関する事業
- (4) 自然の体験と環境教育に関する事業
- (5) 身近な自然の普及啓発に関する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、賛助する個人または団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の運営に積極的に参加する意思を有すること
  - (2) 公序良俗に反し、この法人の会員として、ふさわしくないものでないこと
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前条及び前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(正会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 役員は、法第20条の各号に該当しないこと。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること

- (3) 業務の執行又は財産の状況について、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会において意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第18条 報酬を受ける役員の数、その総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を受け、理事長が別に定める。

(事務局)

- 第19条 この法人の事務を処理するため、事務局長その他の必要な職員をおくことができる。
- 2 職員の任免は理事長が行う。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、この法人の最高意思決定機関であり、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (6) 監事の選任又は解任及び理事の解任

- (7) 正会員に対する除名
- (8) 会費に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項（財産管理を含む。）

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- (3) 監事が、第14条第4項第4号の規定により招集するとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、開催場所、目的及び審議事項を記載した書面、電子メールをもって開催の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任に関する事項
- (4) 役員の職務及び報酬に関する事項
- (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、開催場所、目的及び審議事項を記した書面、電子メールをもって、開催の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条及び次条第1項の適用については、理事会に

出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び開催場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

(顧問)

第39条 理事長の相談役として顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 次に掲げる収入
  - ① 寄付金品
  - ② 財産から生ずる収入
  - ③ 事業に伴う収入
  - ④ 会費
  - ⑤ その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(経費の支払)

第45条 この法人の経費は、この法人の資産をもって支払う。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費及び引当金)

第48条 予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 将来の特定な支出に備えるため、引当金を設けることができる。

3 予備費及び引当金を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を経なければならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員数の4分の3以上の議決を得て、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は法第11条第3項に規定するもののうちから総会において選定したものに帰属する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の承認を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の解散等の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、主たる事務所に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 付則

- 1 この定款は、この法人の成立日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小山 正
副理事長	菊池 光昭
理事	岩澤 守
理事	金子 孝雄
理事	亀田 さやか
監事	田中 孝長
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定に関わらず、成立の日から2009年5月31日までとする。
- 4 この法人の成立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の成立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	1,000円
	賛助会員 個人	1,000円
	団体	2,000円
- 7 この定款は、平成30年5月24日から施行する。